

## 平成 18 年度医療費の動向における歯科医療費の状況

1. 歯科医療費は平成 18 年度改定を受けて、前年度より 700 億円の減額となった。  
医科歯科合計の総医療費の減額分 1200 億円の約 6 割を対総医療費構成割合 8% の歯科が負担した結果となった。  
これは異常である。
2. その結果構成割合はさらに減少し、8.0%から 7.7% に大幅ダウンした。
3. 前年度と対比した歯科医療費の伸び率は▲2.8%であり、平成 18 年度改定率、歯科本体▲1.5%をはるかに越え、さらに平成 17 年度の伸び率との差を見ると、▲3.9%と大幅な引き下げ結果となった。
4. 以上の結果から、歯科医療の大幅な引き上げを要求する。

# 平成18年度 医療費の動向

平成19年8月8日・中医協資料より作成

## 医療費の推移

(単位:兆円)

	総計	計	診療費			調剤	(参考) 入院外+ 調剤		
			医科		歯科				
			入院	入院外					
平成13年度	30.4	27.1	12.4	12.1	2.6	3.3	15.4		
平成14年度	30.2	26.6	12.3	11.7	2.6	3.6	15.2		
平成15年度	30.8	26.9	12.6	11.7	2.5	3.9	15.7		
平成16年度	31.4	27.2	12.7	11.9	2.5	4.2	16.1		
平成17年度① (構成割合)	32.4 (100%)	27.8 (85.7%)	13.0 (40.1%)	12.2 (37.6%)	2.6 (8.0%)	4.6 (14.2%)	16.8 (51.8%)		
平成18年度② (構成割合)	32.4 (100%)	27.6 (85.2%)	13.0 (40.0%)	12.1 (37.4%)	2.5 (7.7%)	4.7 (14.6%)	16.9 (52.1%)		
②-①	0.04	▲0.12	▲0.00	▲0.04	▲0.07	0.15	0.11		

診療費の減額分  
1200億円

構成比1割にも満たない  
歯科が診療費の減額分の  
約6割を負担した形であり、  
異常である。

700億円

※構成比率は  
8%から7.7%へ  
大幅減少！

## 医療費の伸び率（対前年度比）

平成19年8月8日・中医協資料より作成

(単位: %)

	総計	計	診療費			調剤	(参考) 入院外+ 調剤		
			医科		歯科				
			入院	入院外					
平成13年度	3.2	1.9	1.8	1.9	1.9	16.5	4.7		
平成14年度	▲0.7	▲1.9	▲0.3	▲3.9	▲0.4	9.7	▲1.1		
平成15年度	2.1	1.0	2.0	0.7	▲2.0	9.9	2.9		
平成16年度	2.0	1.1	1.2	1.3	0.3	7.8	2.9		
平成17年度	3.1	2.2	2.2	2.5	1.1	8.7	4.1		
平成18年度	0.1	▲0.4	▲0.0	0.3	▲2.8	3.4	0.7		

平成18年度歯科診療報酬本体の  
改定率▲1.5% の 2.6倍

▲3.9%

※制度改正や診療報酬改定の影響のない  
平成17年度の伸び率との差

## 4. 調剤報酬について

国民皆保険制度の中、薬剤師は、医薬品の適正使用を推進するという観点から、薬局および医療機関等の施設において、良質かつ適切な医療を提供することに貢献してきた。

しかし、長引く経済不況の影響から、平成14年度以降の診療報酬改定は、3回連続で診療報酬本体（技術料）の引き下げもしくは据え置きという厳しい状況が続いている。特に調剤報酬の場合は、調剤医療費に占める技術料の割合が約3割と低いことから、技術料ベースにおける影響が非常に大きい。また、薬剤料等の割合が約7割と高いために、薬価等改定分と合わせると薬局経営に大きな影響を及ぼしている。

中央社会医療協議会による医療経済実態調査は、同一客体による定点調査ではないことから、薬局の経営状態を的確に把握するには限界があるが、平成19年6月調査の速報結果を見る限り、薬局においては、収入減による影響を人件費等の圧縮で対応している状態であることが推測できる。

しかし、過剰な人件費の圧縮は、医療安全の確保に支障をきたすことにも繋がるため、これ以上の技術料の引き下げは回避しなければならない。

また今後は、さらなる後発医薬品の使用促進に対応していく上で、薬局における後発医薬品の備蓄・管理に係るコストの増加は不可避である。さらに、在宅医療の推進においても、薬局・薬剤師が積極的に参画・貢献できるよう応需体制を着実に整備する必要がある。

したがって、平成20年度調剤報酬改定については、薬剤師としての責務をきちんと果たすため、そして、薬局としてこれらの施策に対応するために、適切かつ必要な財源を措置していただくとともに、技術料の割合に応じた公平な改定率であることを要望する。